

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

第1章 総則

(適用範囲)
第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習による。また、当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)
第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、旅券又は旅券を受けること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供を受ける運送・宿泊サービスに関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを含みます。

この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行を行い、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
第3条 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行者サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の旅行代金を旅行サービスに対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料（変更手数料料金及び取消手数料料金を除きます。）をいいます。
第4条 この約款で「通信契約」とは、当社が提供するクレジットカードカード（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等を支払う責任を負担する、当該旅行契約が履行されるべき日以降に別荘に別荘に別荘に別荘のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承認する。かつ旅行代金等を第16条第2項又は第5項で定める方法により支払うことを含むとする手配旅行契約をいいます。

この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻業務を行うすべし日とをいいます。

(手配義務の終了)
第5条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の義務は終了しました。したがって、備員、休業、条件不適当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払う必要はありません。通信契約を締結した場合においては、カード利用は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知したものとします。

(手配代行者)
第6条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の一部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者を介して行わせることがあります。

第2章 契約の成立

(契約の申込み)
第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼先としてある旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
第7条 前項の申込金は、旅行代金、取扱料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱われます。
(契約の拒否)
第8条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
 (1) 通信契約の締結しようとする場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 (2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総合屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 (3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 (4) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくはその当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 (5) その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)
第9条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。
第10条 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込金を承認する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。
(契約成立の特則)
第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の受付けを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
(標準業務と特約)
第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス及び宿泊サービスの申込みの目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を明示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。
第10条 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
(契約書面)
第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて標準業務、宿泊費その他の旅行サービスの提供を受ける権利を明示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

第11条 前項第2項の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行者との関係は、当該契約書面に記載するところによります。
(情報通信の技術を利用する方法)
第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用に係る通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

(契約内容の変更)
第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
第13条 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払う取扱料、予約料その他の旅行者の負担する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手数料金を支払わなければならないとします。当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰するものとします。
(旅行者による任意解除)
第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
第14条 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又ははまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、予約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければならないとします。
(当社の責に帰すべき事由による解除)
第15条 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
第16条 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収めた旅行代金を旅行者に払い戻します。前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

(旅行代金)
第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払

なければならないとします。
第17条 旅行者は、旅行代金を支払うときは、提携会社のカードにより所定の伝票への署名若しくは旅行者の署名を受け付けます。この場合において、カード利用は、当社が確定した旅行者サービスの内容を旅行者に通知したものとします。
第18条 前項の場合において、運送・宿泊機関等の運賃・料金を、為替相場の変動その他の事由により旅行者代金の変動を生じた場合は、当該旅行者代金を変更することがあります。
第19条 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰するものとします。
第20条 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名若しくは当該費用等の支払いを受け付けます。この場合において、カード利用は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻す金額を、当社が旅行者に通知したものとします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社に当分の期日まで、当社が定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならないとします。
(旅行代金の精算)
第17条 当社は、当社が旅行者サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用を旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金との間に発生した金額とを合致しない場合において、旅行者終了、次項及び第3項に定めることにより速やかに旅行者の精算をいいます。
第18条 旅行代金及び取扱料金として既に収付した金額を満たるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払う必要はありません。
第19条 精算額が旅行代金として既に収付した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第5章 団体・グループ手配

(団体・グループ手配)
第18条 当社は、同じ日程を同時刻に旅行者の複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。
(契約責任者)
第19条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代行者を有しているものと見做し、当該団体・グループに係る手配旅行契約に関する取引及び第22条第1項の規定は、当該契約責任者の間で実行します。
契約責任者は、当社が定める期までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければならないとします。
第20条 当社は、契約責任者が構成者に対して現行し、又は将来発生することが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものでもありません。
第21条 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が委任した構成者を契約責任者とみなします。
(契約代金の特則)
第20条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けなくして手配旅行契約の締結を承諾することがあります。
第21条 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けなくして手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者としての旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。
(構成者の変更)
第21条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに対応します。
第22条 前項の変更によって生ずる旅行者の増加又は減少が当該変更する費用は、構成者に帰するものとします。
(添乗サービス)
第22条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供する場合があります。
第23条 添乗員が添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ決定された旅行日程日、団体・グループ構成と一致するものに限り提供されることがあります。
第24条 添乗員が添乗サービスを提供する期間中は、原則として、8時から20時までとなります。
第25条 当社が添乗サービスを提供するとき、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないとします。

第6章 責任

(当社の責任)
第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配旅行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときは、限りません。
第24条 旅行者が天災地変、戦争、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由又は当社の手配代行者の過失に起因する事由により損害を受けたときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
第25条 当社は、手配旅行契約に付随した第1項の損害については、国内旅行にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったとき限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。）として賠償します。
(旅行者の責任)
第24条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないとします。
第25条 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。

第7章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

(弁済業務保証金)
第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19番赤坂キャスタレストビル）の保証社員となっております。
第26条 手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債務に關し、前項一般社団法人全国旅行業協会が保証している弁済業務保証金 円に準ずる金額を請求することができます。
第27条 当社が旅行法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金を担保金に納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は保証しております。

(3) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくはその当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 (4) その他当社の業務上の都合があるとき。
第5条 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約より引き受けた代行者（以下「受託者」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その取次の方法、当社の責任その他必要な事項を記載した書面を交付いたします。
第6条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用に係る通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
第7条 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用に係る通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。
(守秘義務)
第5条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたします。
(旅行者の義務)
第6条 旅行者は、当社が定める期までに、渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。
第7条 旅行者は、当社が定める期までに、渡航手続代行料金の額、資料その他のもの（渡航手続代行料金をいいます。）を当社に提出しなければならないとします。
第8条 当社は、渡航手続代行料金を当社に提出したときは、旅行者は、既に支払った取扱料等及び前条第4項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。
第9条 前項の規定にかかわらず、前条第3号までのいずれか1項に該当することが判明したとき、第3条第1号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できない又は取得できないと認めるときは、当社がこれを認むものとします。
第10条 前項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った取扱料等及び前条第4項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。

(当社の責任)
第8条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときは、限りません。
第9条 旅行者が渡航手続代行契約により、渡航手続代行料金を取得できること及び関係国への出入国許可可能なことを保証するものでありませぬ。したがって、当社の責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等の取得ができず、又は関係国への出入国許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。
(契約の解除)
第9条 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。
第10条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することができます。
 (1) 旅行者が、前項の期日までに渡航手続代行料金を提出しないとき。
 (2) 当人が、旅行者から提出された渡航手続代行料金を受け取らなかったとき。
 (3) 旅行者が、渡航手続代行料金を、査料等又は前条第4項の費用を前項の期日までに支払っていないとき。
 (4) 旅行者が前条第4条第1項第3号までのいずれか1項に該当することが判明したとき。
第11条 前項の規定にかかわらず、前条第3号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できない又は取得できないと認めるときは、当社がこれを認むものとします。
第12条 前項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った取扱料等及び前条第4項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。

(渡航手続代行料金の定義)
第8条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときは、限りません。
第9条 旅行者は、渡航手続代行料金を当社に提出したときは、旅行者は、既に支払った取扱料等及び前条第4項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。

標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

(適用範囲)
第1条 当社が旅行者との間で締結する旅行手続代行契約は、この約款定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習による。また、当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
(旅行手続代行料金の定義)
第2条 この約款で「旅行手続代行契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料」といいます。）を収受するを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。
 (1) 旅行者が旅行者の計画を作成するために必要な助言
 (2) 旅行者の計画の作成
 (3) 旅行者に必要な経路の見取り
 (4) 旅行日程及び運送・宿泊機関等に関する情報提供
 (5) その他旅行者に必要な助言及び情報提供
(契約の成立)
第3条 当社と旅行手続代行契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければならないとします。
第4条 旅行手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。
第5条 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行手続代行契約は、当社が旅行者の申込みに承諾した時に成立するものとします。
第6条 当社は、次に掲げる場合において、旅行手続代行契約の締結に応じないことがあります。
 (1) 旅行者の依頼内容が公序良俗に反し、若しくは旅行者の使用に係る通信機器に備えられたファイルに連絡事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認するものがあるとき。
 (2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総合屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 (3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 (4) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくはその当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 (5) その他当社の業務上の都合があるとき。
(相談料)
第4条 当社が第2条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければならないとします。
(契約の解除)
第5条 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第3号までのいずれか1項に該当することが判明したときは、旅行手続代行契約を解除することができます。
(当社の責任)
第6条 当社は、旅行手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときは、限りません。

標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

(適用範囲)
第1条 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習による。また、当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
(渡航手続代行料金の定義)
第2条 渡航手続代行料金を当社に提出したときは、旅行者は、既に支払った取扱料等及び前条第4項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。
(渡航手続代行料金の定義)
第3条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続代行料金の代行者を取次ぎ料金を（以下「渡航手続代行料」といいます。）を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを引き受ける契約をいいます。
 (1) 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続
 (2) 出入国手続書類の作成
 (3) その他前号各号に關する業務
(契約の成立)
第4条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければならないとします。
第5条 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。
第6条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。
 (1) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総合屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 (2) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

株式会社ミツラリンク

鹿児島県知事登録旅行業 第2-2-33号

〒899-5411鹿児島県長市鍋倉124-7

電話：0995-73-6666